

1 GAP認証の取得に取り組みたい

補助

都道府県を通じて、地域のモデルとなる農業者を対象とした認証取得のための環境整備や審査費用の補助などを行います。

対象となる方

農業者個人、農地所有適格法人、農業協同組合、農業者により組織する団体、農業の専門学科を有する教育機関※ 等
※教育機関に対する支援内容は以下の①（認証審査）のみとし、地域への公開審査を要件とします。

支援内容

都道府県を通じて、GAPの認証取得のために必要な以下の取組を総合的に支援します。

- ①認証審査
- ②技術習得のための研修の受講
- ③残留農薬等分析
- ④作業工程管理や作物の状態の入力等に係るICTシステム利用
- ⑤集出荷・調製施設等をGAP認証対応にするための改修・資材の導入 等

ご利用方法

詳細については、下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

農林水産省生産局農業環境対策課 TEL:03-6744-7188

または最寄りの地方農政局（78, 79ページの一覧をご覧ください。）

<事業名：GAP拡大推進加速化事業>

2 国際的に通用する認証や、他国産との差別化が図られる規格・認証の取得等を行いたい

補助

輸出拡大に向け、自ら輸出環境の整備に取り組む事業者の取組を支援します。

対象となる方

農林水産物・食品の輸出に取り組む農林漁業者、食品事業者の組織する団体 等

支援内容

<国際的認証取得・更新等支援>

平成28年5月に取りまとめられた『農林水産業の輸出力強化戦略』に掲げる品目等について、ISO22000等の国際的に通用する認証の取得・更新、登録園地査察等の対象国・地域が求める検疫条件への対応、対象国・地域の有機認証等の他国産との差別化が図られる規格認証の取得・更新等に掛かる経費の2分の1を補助します。

ご利用方法

詳細については、下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

農林水産省食料産業局輸出促進課 TEL:03-3501-4079

または最寄りの地方農政局経営・事業支援部地域連携課等（74, 75ページの一覧をご覧ください。）

<事業名：輸出環境整備推進事業>

オールジャパンでの輸出を目指す品目別輸出団体が整備されています。

品目別 輸出団体

コメ・コメ加工品、青果物、花き、茶、畜産物、林産物（木材）、水産物及び菓子について、品目別に輸出促進の司令塔及びマーケティングを担う団体

品目別輸出 団体の取組 内容

平成28年5月に取りまとめられた『農林水産業の輸出力強化戦略』に基づき、上記の8品目について、ジャパン・ブランドを確立するため、海外での日本産品の普及・定着のためのPRや新たな販路開拓等に取り組みます。

※ 品目別輸出団体の取組にご関心のある方、参加を希望される方は、下記のお問い合わせ先にご連絡ください。

<品目別輸出団体名とお問い合わせ先>

- 水産物・水産加工品輸出拡大協議会
TEL：03-3585-6985
- 一般社団法人全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会
TEL：03-5643-1720
- 一般社団法人日本木材輸出振興協会
TEL：03-5844-6275
- 全国花き輸出拡大協議会
TEL：03-3664-8739
- 日本青果物輸出促進協議会
TEL：03-6412-9977
- 日本畜産物輸出促進協議会
TEL：03-6206-0846
- 日本茶輸出促進協議会
TEL：03-3434-2001
- 一般社団法人全日本菓子輸出促進協議会
TEL：03-6277-8781

【お問い合わせ先】

農林水産省食料産業局輸出促進課 TEL:03-6744-7045

又は最寄りの地方農政局経営・事業支援部地域連携課等

(74, 75ページの一覧をご覧ください。)

4

具体的な輸出拡大が見込まれる分野・テーマ別に関する販路開拓に
取り組みたい

補助

具体的な輸出拡大が見込まれる分野・テーマ別に関する販路開拓等の取組を支援します。

対象となる方

農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者 等

支援内容

平成28年5月に取りまとめられた『農林水産業の輸出力強化戦略』に掲げる品目等について、今後、輸出拡大が具体的に見込まれる分野、テーマに関して、品目横断的なPRの実施やオールジャパンの団体で取り組むことが困難な品目のPR等を支援します。

また、地域ブロック規模において、様々な商品を取り扱う事業者等が国内と複数の生産地と連携した販路開拓の取組を支援します。

ご利用方法

詳細については、下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

農林水産省食料産業局輸出促進課 TEL:03-6744-7045

又は最寄りの地方農政局経営・事業支援部地域連携課等

(74, 75ページの一覧をご覧ください。)

<事業名:海外需要創出等支援対策事業のうち品目別等輸出促進対策事業>

5

貿易実務経験や輸出ノウハウのある者にアドバイスをもらいたい

相談/情報

輸出プロモーター(貿易実務経験や輸出に関する専門的知見を有する者)が、輸出に取り組む事業者の方に、継続的に輸出に関するアドバイスを行います。

対象となる方

農林漁業者、農業法人、食品事業者 等

支援内容

輸出プロモーターが、輸出に関する助言・支援等、貿易実務経験や輸出に関する専門的知識を活用し、輸出に取り組む事業者の方に継続的に輸出に関するアドバイスを実施します。

ご利用方法

下記のジェトロ農林水産物・食品輸出相談窓口にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

ジェトロ農林水産物・食品輸出相談窓口 03-3582-5646

JETRO 食品輸出 相談

検索

http://www.jetro.go.jp/services/advice/agri_foods/

<事業名:海外需要創出等支援対策事業のうち戦略的輸出拡大サポート事業>

6 新たな課題(ハラール、輸出規制等)について知りたい

相談/情報

ハラール等の国ごとに異なる規制や市場ごとの需要にきめ細かく対応できるように、専門家のアドバイスを受けることができます。

対象となる方

農林漁業者、農業法人、食品事業者 等

支援内容

ジェトロの課題別専門家が、ハラール等の国ごとに異なる規制や市場ごとの需要について、輸出に取り組む事業者の方から相談を受け、個々の課題の解決のための支援を行います。

ご利用方法

下記のジェトロ農林水産物・食品輸出相談窓口にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

ジェトロ農林水産物・食品輸出相談窓口 03-3582-5646

http://www.jetro.go.jp/services/advice/agri_foods/

<事業名：海外需要創出等支援対策事業のうち戦略的輸出拡大サポート事業>

JETRO 食品輸出 相談

検索

7 国内で開催される輸出セミナー、商談スキル向上研修に参加したい

セミナー
イベント

国内において、輸出の最前線での取り組みや輸出のノウハウを学んでいただくセミナー、商談スキル向上のための研修に参加できます。

対象となる方

農林漁業者、農業法人 食品事業者 等

支援内容

ジェトロが、最新の輸出情報等を提供できる輸出専門家や日本産の農林水産物・食品の魅力を理解する海外のバイヤー等の協力を得て、国内各地で輸出促進セミナーや商談スキル向上のための研修を開催します。これらの輸出セミナーや研修には無料で参加いただけます。

ご利用方法

下記のジェトロ農林水産物・食品輸出相談窓口にお問い合わせください。
また、次のジェトロウェブサイトから、参加者募集中のセミナーを御確認いただき、お申し込みください。

<http://www.jetro.go.jp/eventstop/foods/events/>

【お問い合わせ先】

ジェトロ農林水産物・食品輸出相談窓口 03-3582-5646

http://www.jetro.go.jp/services/advice/agri_foods/

<事業名：海外需要創出等支援対策事業のうち戦略的輸出拡大サポート事業>

JETRO 食品輸出 相談

検索

8 国内で開催される海外バイヤーとの商談会に参加したい

セミナー
イベント

国内で開催される海外バイヤーとの商談会に参加できます。

対象となる方

農林漁業者、農業法人、食品事業者 等

支援内容

ジェトロが、日本産の農林水産物・食品の買付けを希望する海外のバイヤーを招へいして、国内各地で商談会等を開催します。この国内商談会には無料で参加いただけます。

ご利用方法

下記のジェトロ農林水産物・食品輸出相談窓口にお問い合わせください。また、次のジェトロウェブサイトから、参加者募集中の商談会を御確認いただき、お申し込みください。

<http://www.jetro.go.jp/eventstop/foods/events/>

【お問い合わせ先】

ジェトロ農林水産物・食品輸出相談窓口 03-3582-5646

http://www.jetro.go.jp/services/advice/agri_tooods/

<事業名：海外需要創出等支援対策事業のうち戦略的輸出拡大サポート事業>

JETRO 食品輸出 相談

検索

9 海外で開催される輸入業者、卸業者、レストラン等の現地バイヤーとの商談会に参加したい

セミナー
イベント

海外市場において、現地のバイヤー等との商談会に参加できます。

対象となる方

農林漁業者、農業法人、食品事業者 等

支援内容

日本産農林水産物・食品の海外向け商流拡大のため、ジェトロが海外の有望な市場において開催する現地バイヤー等との商談会に無料で参加することができます。（ただし、渡航費用、輸送費用等は、参加者負担となります。）

ご利用方法

下記のジェトロ農林水産物・食品輸出相談窓口にお問い合わせください。また、次のジェトロウェブサイトから、参加者募集中の商談会を御確認いただき、お申し込みください。

<http://www.jetro.go.jp/eventstop/foods/events/>

【お問い合わせ先】


ジェトロ農林水産物・食品輸出相談窓口 03-3582-5646

http://www.jetro.go.jp/services/advice/agri_foods/

<事業名：海外需要創出等支援対策事業のうち戦略的輸出拡大サポート事業>

JETRO 食品輸出 相談

検索



ジャパン・パビリオンの一部として出展ができます。また、会場費、パビリオン全体に係わる装飾費等の負担が軽減されます。

対象となる方

農林漁業者、農業法人、食品事業者 等

支援内容

集客力が大きく、近隣国からも多くのバイヤーが集まる商談効果の高い海外見本市に、ジェトロがジャパン・パビリオンを設置します。

ジェトロが設置するジャパン・パビリオンに出展することにより、見本市の会場費やパビリオン全体に関わる装飾費等の経費負担が軽減されます。

ご利用方法

下記のジェトロ農林水産物・食品輸出相談窓口にお問い合わせください。
また、次のジェトロウェブサイトから、参加者募集中の見本市を御確認いただき、お申し込みください。

https://www.jetro.go.jp/industry/foods/foods_schedule.html

【お問い合わせ先】

ジェトロ農林水産物・食品輸出相談窓口 03-3582-5646

http://www.jetro.go.jp/services/advice/agri_foods/

<事業名：海外需要創出等支援対策事業のうち戦略的輸出拡大サポート事業>

農林水産省のホームページをご確認のうえ、証明書申請窓口にお問い合わせください。

対象となる方

輸出証明書の提出が必要な国・地域に農林水産物・食品を輸出しようとする農林漁業者、民間事業者等

支援内容

東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて、諸外国・地域が実施している輸入規制に対応して、日本から食品等を輸出する際に必要な証明書等の発行を行うとともに関係する情報を農林水産省ホームページで提供しています。

輸出証明書については、輸出に要する手続の迅速化・効率化を通じて一層の輸出促進を図る観点から、平成27年8月1日以降、インターネットによる申請となりました。（初めて利用される場合は、事前にシステム利用申請を行っていただく必要があります。）

証明書の発行申請については、下記にお問い合わせ下さい。

農水省 食産 輸出

検索

ご利用方法

農林水産省ホームページをご覧ください。

⇒ <http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/index.html>

その他、ご不明な点があれば、下記にお問い合わせください。

輸出証明書の発行についてはこちら

輸入規制の状況についてはこちら

【お問い合わせ先】

農林水産省食料産業局輸出促進課 TEL:03-6744-2061